

育児休業手当金の支給期間延長手続きをご存知ですか？



育児休業に係る子について、保育所等における保育の実施の申し込みをしたにもかかわらず、1歳（あるいは1歳6ヵ月）に達する日以後の期間について保育の実施が行われない場合、育児休業手当金の支給期間を延長することができます。

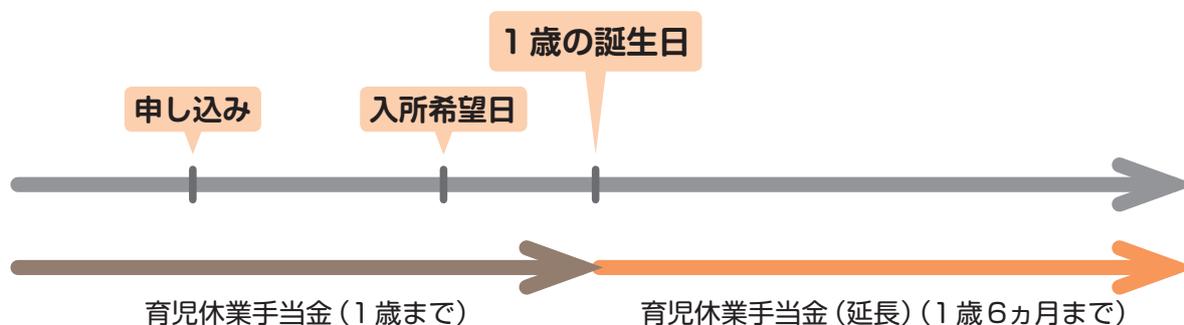
ただし、下記の書類を添えて、申請をする必要があります。

延長要件

- 1 育児休業に係る子について、1歳の誕生日^(※1)以前を入所希望日として保育所等^(※2)における保育の実施を希望し申し込みを行っているが、当該子が1歳に達する日以降の期間について、当面その実施が行われない場合。
- 2 上記1の子が1と同様1歳6ヵ月到達日以前を入所希望日として保育所等^(※2)における保育の実施を希望し申し込みを行っているが、当該子が1歳6ヵ月に達する日以降の期間について、当面その実施が行われない場合。

(※1) パパママ育休プラス制度を利用する場合は、「休業終了予定日」

(※2) 保育所等は、児童福祉法39条に規定する保育所等をいい、いわゆる無認可保育施設はこれに含まれません。



延長に必要な書類

- 保育所の入所に関する市町村長等の証明書（入所不承諾証明書等）
入所申し込み日、入所希望日が確認できるもの

以下の場合には延長対象になりません

- 入所申し込みを行わなかった場合
（市町村への電話問い合わせのみで申し込みをしなかった場合など）
- 無認可保育所への入所希望申し込みの場合
- 入所希望日が1歳の誕生日（再延長については1歳6ヵ月到達日）の翌日以降となっている場合